

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の5第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年12月12日

**【会社名】** オカモト株式会社

**【英訳名】** OKAMOTO INDUSTRIES, INC.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 岡本 良幸

**【最高財務責任者の役職氏名】**

**【本店の所在の場所】** 東京都文京区本郷三丁目27番12号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月27日に提出いたしました第117期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

#### 記

平成26年9月に当社従業員による不適切な会計処理が発覚し、初期調査を経たのちに、外部の専門家からなる第三者委員会を設置し、調査を実施いたしました。当該調査委員会の調査の結果、当社従業員による在庫金額の不正な水増しが行われており、結果として不適切な会計処理が行われていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正し、平成24年3月期から平成26年3月期までの有価証券報告書、及び平成24年3月期の第2四半期から平成27年3月期の第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することいたしました。

本件の不適切な行為は、各期末での棚卸作業における在庫数量の操作や基幹システム上の単価マスタの操作の手法で行われており、棚卸プロセスの一部につき、監視監督が不十分であったこと及び基幹システムへのアクセス管理が不十分であったこと等に起因したものと認められ、また遠因として、静岡工場の一部にコンプライアンス意識の低下が生じていたことが挙げられます。

以上のことから当社は、全社的な内部統制の一部及び棚卸プロセスの一部の脆弱性が当該不適切な行為を許し、且つ、その発見の遅れが生じたものと認識しております。

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性は十分認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

- (1) 棚卸プロセスでのルール徹底及びモニタリング機能強化
- (2) 基幹システム(今回原因となったマスタ)へのアクセス管理の強化
- (3) コンプライアンス意識の醸成
- (4) 内部通報制度の周知及び活性化
- (5) 全社的なモニタリング機能の向上(監視監督専門部署の設置等)

以上